

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

平成27年7月

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額	基準額（左記）＋ 家賃額（ただし地域ごとに設定された基準額が上限）
1人	8.4万円	
2人	13.0万円	
3人	17.2万円	
4人	21.4万円	
5人	25.5万円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※ただし、社会福祉協議会の審査があります。

●生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）

貸付期間 原則3か月 最長1年間

- 3) 一時生活再建費：60万円以内

原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※ただし、社会福祉協議会の審査があります。

●臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書 【くらしサポートセンター守口で配布します。】
- ② 住居確保給付金支給申請時確認書 【くらしサポートセンター守口で配布します。】
- ③ 本人確認書類【次のいずれかをお持ちください】

1点で良いもの(本人の顔写真がある公的書類)

- ・運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、パスポート、各種福祉手帳等

2点必要なもの

- ・健康保険証、住民票、戸籍謄本等、国民年金手帳等

④ 離職関係書類

- ・離職後2年以内の者であることが確認できる書類

離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類

⑤ 収入関係書類

- ・申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳

【就労収入（派遣、アルバイト等問わず）がある場合には、直近3カ月分の収入が分かるもの】

⑥ 預金関係書類

- ・申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳

※くらしサポートセンター守口にてコピーを取らせてもらいます。

⑦ 求職申込関係書類

- ・ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」
- ・求職申込み・雇用施策利用状況確認票

⑧ 入居（予定）住宅関係書類【くらしサポートセンター守口で配布します。】

- ・大家、不動産業者等に記入してもらってください。

ア) 住居を喪失している方

⇒入居予定住宅に関する状況通知書

イ) 住宅を喪失するおそれがある方

⇒入居住宅に関する状況通知書

現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書をくらしサポートセンター守口に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配布されます。
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、守口市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

2 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

3 ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ ハローワークにて求職申込みを行ってください。また、ハローワークにて、担当者から関連するほかの雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。
既に求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 次の書類をくらしサポートセンター守口に提出してください。
 - ①求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク記入済み）
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書」（大家、不動産業者等記入済み）
 - ③ 求職受付票（ハローワークカード）

5 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」に併せて、「住居確保報告書」の用紙を配布いたします。「住居確保報告書」は、賃貸借契約締結により、確保していた賃貸住宅に入居しましたら、速やかに提出してください。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、守口市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みをおこなうことができます。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付(生活支援費)の借入れ申込みをおこなうことができます。
※ただし、社会福祉協議会の審査があります。

◆敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
- ②「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ③「ハローワーク求職申込み書」の写し

◆生活費にお困りの方

- ①「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ②「ハローワーク求職申込み書」の写し

7 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

《総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合》

- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、「借入申込書」の写しも提示する必要があります。
- 賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。
- 契約締結後、賃貸借契約書の写しを守口市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

8 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

9 住宅入居後

- ・住宅入居後7日以内に、次の書類をくらしサポートセンター守口に提出してください。
 - ①住居確保報告書
 - ②「賃貸借契約書」
 - ③新住所における「住民票」※提出しなければ、住居確保給付金の支給決定がなされません。

10 住居確保給付金支給の決定

- ・9の書類の提出後、必要な事務手続きを経て、次の書類が交付されます。
 - ①住居確保給付金支給決定通知書
⇒大切に保管ください。
 - ②住居確保給付金支給決定通知書
⇒大家、不動産業者等に提出してください。
⇒6で生活福祉資金（総合支援資金）の生活支援費を借入申込みしている方は、守口市社会福祉協議会にも提出してください。
 - ③「常用就職届」
⇒常用就職した場合に提出していただきます。
 - ④職業相談確認票
⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。
 - ⑤住居確保給付金常用就職活動状況報告書
⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

11 住居確保給付金支給の開始

- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について守口市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

1 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書をくらしサポートセンター守口に提出します。
- 申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。
 - ①住居確保給付金支給申請書の写し
⇒大家、不動産業者等提示用
 - ②「入居予定住宅に関する状況通知書」
⇒大家、不動産業者等提示用
 - ③「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」
⇒ハローワーク提示用

2 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

3 ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワークにて求職申込みを行ってください。また、ハローワークにて、担当者から関連するほかの雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。
既に求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- 次の書類をくらしサポートセンター守口に提出してください。
 - ①求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク記入済み）
 - ②求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ③「入居住宅に関する状況通知書」（大家、不動産業者等記入済み）

5 住居確保給付金の審査及び支給決定

- 申請に必要な書類がすべて提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- 審査の結果、
支給資格ありと判断された場合
次の書類を交付します。
 - ①「住居確保給付金支給決定通知書」
⇒大切に保管ください。
 - ②「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
⇒大家、不動産業者等に提出してください。

③ 常用就職届

⇒常用就職した場合に提出していただきます。

④ 職業相談確認票

⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

⑤ 住居確保給付金常用就職活動状況報告書

⇒住居確保給付金受給中の就職活動時に必要です。

受給資格なしと判断された場合

「住居確保給付金不支給通知書」が交付します。

⇒その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費にお困りになる方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

※ただし、社会福祉協議会の審査があります。下記以外の必要書類は、社会福祉虚偽会にご確認ください。

- ① 「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
- ② 求職申込み・雇用施策利用状況確認票

7 住居確保給付金支給の開始

- ・ 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 原則として、申請日に属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークの利用、くらしサポートセンター守口の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ◆ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ また、毎月4回以上、くらしサポートセンター守口の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、くらしサポートセンター守口に報告してください。
- ◆ さらに、くらしサポートセンター守口よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をくらしサポートセンター守口へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
(要件) ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、くらしサポートセンター守口（へお越し下さい。再延長を希望する場合は、くらしサポートセンター守口の指示に従って下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ くらしサポートセンター守口に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、くらしサポートセンター守口に起こしてください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上のくらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ くらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、くらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

資産、収入の状況等を調査する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求める場合があります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求める場合があります。

お問い合わせ先

くらしサポートセンター守口

守口市京阪本通2丁目1-5 京阪川口ビル4階

フリーダイヤル： 0800-200-8011

TEL : 06-6998-4510

FAX : 06-6998-4512